

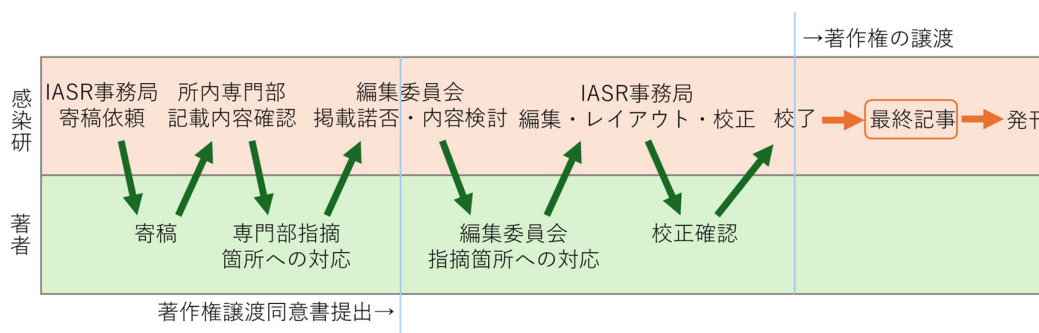
著作権に関する Q & A

○著作権について

Q. IASRに掲載される記事の著作権は、誰に帰属しますか？

A. 国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所（感染研）に帰属します。

なお、譲渡いただくのは、最終記事（下記図参照：発行された冊子版、国立健康危機管理研究機構（JIHS）感染症情報提供サイト（以下、web サイト）で公開された PDF 版、html 版の記事）となります。寄稿から校正中の原稿の著作権については著者に帰属いたします。



Q. なぜ記事の著作権の譲渡が必要ですか？

A. 公開する記事を冊子版として発行したり、web サイトで公開するために、著作権の譲渡をお願いしております。このほかに、JIHS の SNS 等で、内容を数行程度に要約するなどして公開する場合、などを想定しております。

いただいた原稿については、著者の名誉を損なわないよう、十分留意いたします。

Q. IASRに掲載された過去の記事の著作権はどこに帰属しますか？

A. 過去（2020年〇月以前）の IASR 記事については、JIHS に著作権があるものとして扱います。著作権譲渡に同意されない場合は、2020年〇月〇日までに IASR 事務局へご連絡ください。

Q. 『著作権譲渡同意書』は誰の名前での署名が必要でしょうか？また、いつまでに提出が必要でしょうか？

A. 原則、責任著者（corresponding author）に提出をお願いしております。事前に共著の先生方の同意を取っていただくよう、お願いいたします。後日、共著者等から問い合わせをいただいた場合等は、責任著者へご対応をお願いします。

所属機関によって、所属機関長の承認が必要な場合など、貴所属機関のルールに従ってください。機関業務の一環としてご執筆いただく場合は、個人名の記載は必須ではありません。

せん。ただし、掲載内容についての問い合わせをさせていただく場合の連絡先の記載は必ずお願いいたします。

提出期日は、編集委員会開催前までにご提出お願いいたします。具体的な日時は、原稿をご提出いただいた際に、IASR 事務局から連絡いたします。

Q. 最終記事の著作権の譲渡に同意できない場合はどうすればいいのでしょうか？

A. 原則、すべての寄稿記事について著作権譲渡同意書の提出をお願いいたします。例外として、著作権譲渡が困難である場合は、利用許諾書の提出をお願いいたします。利用許諾書は、著作権の譲渡は行われませんが、当該記事の想定される利用についての許諾をお願いしております。まずは IASR 事務局へご相談ください。

Q. 寄稿規程に、7. 著作権の帰属とありますが、執筆内容についての権利まで譲渡するのでしょうか？

A. 著作権を譲渡いただくのは最終記事であり、具体的には最終記事として冊子および web サイトに掲載されている本文テキスト、図、表です。それ以外の原稿（上図でいう寄稿から校正原稿）についての著作権は著者に帰属いたします。また、最終記事で使用したデータにかかる権利は著作権譲渡の対象ではなく、著者に帰属します。

Q. 著作権譲渡同意書提出後に、当該著作物が掲載不可となった場合はどうなりますか？

A. 掲載不可となった場合は、その時点で著作権譲渡書は無効となります。

○査読の有無について

Q. IASR に掲載される原稿は、査読されますか？

A. IASR に寄稿された原稿は査読されません。ただし、関連する感染研内専門部からの指摘や、編集委員会では編集委員から原稿の内容に対するコメントが寄せられます。コメントへの返答や修正をお願いする場合があります。

○記事掲載後の問い合わせについて

Q. 記事掲載後に誤りがあると判明した場合はどうすればいいのでしょうか？

A. IASR 事務局へメールにて誤りがあった箇所と修正内容についてご連絡ください。web サイトの html 版は修正箇所を明記のうえ、修正いたします。web サイトに掲載されている PDF 版は、発行から 1 年以内は修正対応可能ですが、1 年以上たったものは修正対応できません。いずれの場合も、web サイトの修正一覧ページに、修正記事、PDF 版の修正の有無を記載し、修正受付以降の冊子版に「訂正のお詫びとお願い」を掲載いたします。

なお、発行元の理由以外による発行済冊子の回収、発行予定の冊子の変更・停止等はありません。

Q. 著作権を譲渡した IASR 掲載記事の内容等について、何らかの問題および問い合わせが発生した場合は誰が責任を負いますか？

A. IASR 掲載記事の内容については著者の責任となります。

また、他人から著作権侵害として提訴され、もしくは当該記事に関し紛争が生じた場合は、原則として著者が責任を負い、または対応することとなります。

なお、すでに発行された冊子の回収等はい行いません。理由によっては、冊子配布先にお知らせを同封するなどの対応をいたします。

内容について問い合わせがあった場合は、著作権譲渡同意書等に記載された連絡先へ連絡させていただきます。

○著者・著者の所属機関による利用

Q. IASR 掲載記事を著者自身の所属機関リポジトリに登録することは可能でしょうか？その際、IASR 事務局の許可は必要でしょうか？

A. リポジトリに登録することは可能です。その際、IASR 事務局への許可確認は不要です。

Q. IASR 掲載記事、記事内に掲載されている図表を利用する場合、IASR 事務局に許可を得なければなりませんか？

A. 記事内に掲載されている図表を利用する場合には、IASR 事務局の許可は不要です。web サイトに公開されている記事については、国立健康危機管理研究機構感染症情報提供サイトの利用規約に従ってください。

私的使用または引用等著作権法上認められた行為として、以下の URL に提示されている方法により情報の出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

<https://id-info.jihs.go.jp/usage-contract.html>

Q. IASR 掲載記事の内容をもとに加筆した論文を他誌に投稿することは可能でしょうか？

A. IASR 側には二重投稿を制限する規定はありません。入稿後の取り下げなどの事態にならないよう、事前に投稿予定誌への問い合わせを行ったうえでのご寄稿をお願いしております。

また、当初の投稿先から変更する場合も、IASR 側には他紙への投稿制限はありませんが、投稿予定誌への問合せをお願いいたします。

なお、編集委員会後の掲載取り下げは対応できませんので、ご注意ください。

Q. IASR 掲載記事を著者が翻訳して他誌に投稿することは、可能でしょうか？

A. 投稿先の判断によりますので、投稿予定誌へお問い合わせください。

Q. IASR 掲載記事を著者が自機関で研修の教材として使用したいのですが、複製して配布することは可能でしょうか？

A. 著者自身のご自身の責任の範囲で研修の教材として使用することに制限はございません。

○冊子について

著者向け

Q. 寄稿した冊子版は受け取れますか？いつ頃、何部程度でしょうか？

A. 5～15 部程度、発行後 1 週間後を目安にお届けしております。

原則、原稿を提出いただいた代表者へ送付しております。

第三者（著者・著者の所属機関以外）

Q. 冊子版の送付はしていただけますか？

A. 冊子の個別配布の受付は終了しております。国立健康危機管理研究機構感染症情報提供サイトに PDF 版を掲載しておりますので、そちらをご活用ください。

○第三者（著者・著者の所属機関以外）による利用

Q. IASR 掲載記事の一部を自身の発表資料として使用したいのですが、複製して配布することは可能でしょうか？

A. 国立健康危機管理研究機構感染症情報提供サイトの利用規約の 7 項の著作権として記載された範囲で利用していただけます。

<https://id-info.jihs.go.jp/usage-contract.html>

Q. IASR 掲載記事の内容について、問い合わせを行いたい場合はどうすればいいでしょうか？

A. 国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所の問い合わせ先にお問い合わせください。内容によっては、回答を控えさせていただく場合もあります。ご了承ください。